

Title	CEDAW勧告と性暴力
Author(s)	牟田, 和恵
Citation	学術の動向. 2010, 15(9), p. 36-41
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68037
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

CEDAW勧告と性暴力

牟田和恵



1. CEDAW勧告とDV・性暴力

2009年CEDAW勧告を中心として日本の ジェンダー平等の達成と課題を総点検するこ とをテーマとしてもたれた本シンポジウムで、 筆者は、「性暴力」に関連する項目を担当した。

勧告では、ドメスティック・バイオレンス (DV) を中心とした女性への暴力と、女性への性的暴力の両方にまたがって、日本政府に対していくつもの重要な問題が指摘・要請されている。内容の詳細は以下のとおりである。

①DV防止

女性に対する暴力に関する意識啓発、データの収集と調査にもとづく介入を行い、法執行官や医療関係者等が十分な知識にもとづく支援を行うよう求める。現行のDV法があらゆる形態の親密な関係の暴力を対象としていないことを指摘、保護命令の発行を急ぐこと、暴力被害者のための24時間ホットラインや質の高い支援を提供するよう求める。特に、移住女性やマイノリティ女性、弱い立場にある女性の状況に懸念を表明し、弱い立場の女性たちに対し、被害の届け出等について支援を行うほか、暴力防止の意識啓発を行うよう求める。次期の国家レポートに、統計的データと取られた手段の結果を含めることを要請。

②性暴力に関する刑法の改正

現刑法の性暴力の親告罪規定を撤廃する こと。また、強姦を秩序道徳に反する犯罪と していまだに捉えていることから女性の権 利と身体の安全への犯罪であることを明記 すること、強姦罪の法定刑引き上げ、近親姦 と夫婦間レイプを性暴力犯罪として規定す ることを求める。

③性暴力ポルノ

ゲームや漫画が児童ポルノ禁止法の対象 外となっていることに懸念を表明、性暴力を 当たり前かのように扱うビデオゲームや漫 画の販売を禁止するよう、強く求めるととも に、児童ポルノ法の改正を求める。

④ステレオタイプ

女性の人権に対する政府内の「バックラッシュ」に懸念を表明。メディアや教育における男女の役割に対するステレオタイプを取り除くため、教科書の見直し等の取り組みを行うこと、また、公人による女性差別発言の頻発に注意を促し、女性を性的対象とするポルノグラフィー、メディアにおける女性差別表現に対する取り組みを求める。

これらの勧告内容はどれも、ジェンダー平等 にとって危急の課題であるが、このうち多くは、 2003年の前回勧告でもすでに取り上げられて

36 学術の動向 2010.9

いたものであり、問題を放置している日本政府 の責任は重い。以下、本稿では、とくに、性暴 力に関わる問題について触れておきたい。

1

2. 性暴力に関する法改正のために

第一に注目したいのが、刑法強姦罪規定の問題点だ。

勧告に述べるとおり、現行刑法は、「強姦」を社会秩序・道徳に反する罪としてとらえられており、女性の人権、身体の安全の侵害としてとらえる視点が薄い。フェミニズムの視点にたった法学者・実務家からすでに早くから指摘されているように¹、そのために生じている問題は多くある。

まず、現行刑法の強姦罪(第177条)は、強姦を「暴行又は脅迫を用いて女子を姦淫」することと規程し、法解釈上も、暴行・脅迫によって被害者の抵抗を著しく困難な状態に追い込み、かつ姦淫を行うことが強姦罪を構成するとされている。このため、何が「暴行・脅迫」にあたるかについて、しばしば男性中心的な視点から非現実的な解釈がなされがちで、強姦罪が認められない傾向にある。つまり、とにかく身の安全をはかろうとして行った行動のために、「抵抗の度合いが少ない」と判断されてしまうのだ。ましてや、せめて性病や妊娠の危険性を避けるために避妊具の装着を求めたりすれば、それだけで、合意があった、抵抗しなかった証



PROFILE

牟田和恵 (むた かずえ) 日本学術会議連携会員、大阪大学人間 科学研究科教授 専門: 社会学・ジェンダー論

拠とみなされてしまう。また、性暴力は実際、近親者や知人間で起こる場合が多いのだが、相手が職場の上司や教師であったりするような場合、大声で抵抗するなどすれば、その人の立場やメンツを「傷つけ」てしまったり周囲に知られてしまい、職場や学校での被害者自身のその後の立場を危うくしてしまいかねないことを考えれば、そのような抵抗の行為は取り難い。つまり、暴行や脅迫の度合い、それにどう抵抗したかの度合いで強姦かどうかを判断するというのは、性暴力被害者のおかれる現実を無視し、性暴力犯罪を容認するような事態を引き起こしているのだ。

また、強姦罪規程でいう「姦淫」は、男性器の膣への挿入のみをさす。そのため、異物を膣に挿入する、肛門に性器を挿入するなどの、ある意味ではより暴力的でさえある行為は、強姦にあたらないことになる。これも、「性交」を男性中心的な視点でみる旧い考え方の弊害だ。また、強姦罪の被害者としては、女性しか想定されていない点も問題である。実際、男性が性暴力の被害者となることは珍しくなく、しかも、男性性の毀損のおそれからさらに被害者は声

学術の動向 2010.9 37

をあげにくい現実があることに十分留意すべきだ。さらにまた、強姦罪は親告罪であることが、性的な被害であるだけに告発しくいこととあいまって、犯罪を放置してしまう結果になっていることも見逃せない。

以上のように、強姦罪の法定刑引き上げとともに、性の自己決定、人権としての性という観点にたった法の改正は急務である。しかし他方、これらは、法の整備や政府・自治体による規制など、「上から」の改善だけで事足りるものではない。女性差別にかかわる諸問題はいずれもそうだが、とくにセクシュアリティ、性暴力にかかわる問題については、女性も含めた一般の人々の意識に、偏見やぬぐい難い「常識」が深く横たわっており、そこに変化が無い限り、「人権としての性」の観点からの法改正は困難だろうし、かりに、強姦罪の法定刑引き上げなど、技術的な改善がなされても意義は薄いと言わざるを得ない。

したがって、そのためには、単なる立法以上に、女性たち自身の運動が必要となろう。欧米では1970年代以降、性暴力に対する法制度改革がフェミニストの運動の成果としてあったことを考えると、日本でそれがいまだなされていないのは、非常に残念なことだ。この点で、DV問題やレイプクライシスセンターの運動に関わってきた女性たちを中心に2008年3月に立ちあげられた「性暴力禁止法をつくろう!ネットワーク」は注目すべき重要な動きだ。同ネットワークは、性暴力犯罪の厳罰化や法改正だけ

でなく、性暴力に関する社会の意識を変えてい くことを目標としており、ネットワークの運動 のプロセスの活性化自体が、目標の一環である。

とりわけ、性暴力犯罪の処罰の厳格化は、社会秩序・道徳の侵犯に対抗する秩序強化、管理強化としても、達成されうることを考えるなら、このことは重要である。たとえば、アメリカの法改革は、フェミニズム運動の成果であるとともに、社会秩序と道徳の強化を求める保守的な「法と秩序」政策との連携であった。こうした方向性は、全ての女性の権利と身体の安全の保障としてでなく、「善き女性」と「悪い女」に女性を分断し前者のみを保護する、女性差別的なパターナリズムにもつながりやすいのだ。

女性たちを含めた一般の人々の意識が問題の根底にあるという点では、暴力ポルノグラフィーの問題も同じだ²。(暴力的)ポルノ規制がなかなかなされず、放置されていることの一つの大きな要因は、刑法175条のわいせつ物頒布罪をはじめとした、日本の法秩序における性観念にあると、「ポルノ・買春問題研究会」で活躍する中里見博は指摘している。つまり、そこに表れているのは、性を本来的に「汚らわしいもの」「恥ずかしいもの」とみなし露骨な性表現そのものが反道徳的とする道徳観だ(中里見2007:121)。このことが、ポルノや性暴力の問題を公然と議論すること自体を妨げているのだ。

しかも、私たちの社会では、女性の性的従属 が娯楽・快楽として公認され当然のこととなっ

38 学術の動向 2010.9

ている状況がある。それは、あからさまな暴力 を用いていない「ソフトポルノ」においても、 子どもや未成年がもっぱら楽しむアニメ・ゲー ムにおいてさえも同様だ。

つまり、私たちの社会には、ポルノ、ポルノ 的なものがあまりにふつうに存在しているの だ。しかも、それは、「道徳に反するわいせつ なこと」だから、公然と問題にすることが避け られてしまう。

これも中里見が指摘していることだが、セクシュアル・ハラスメントやDVについては、対策は十分ではないものの、すでに、それは「あってはならないこと」という社会的合意があるのに対し、こうした性表現に関しては、そのような合意は存在しない。CEDAW勧告にもある、公人による性差別発言にもそれはあらわれている。「レイプを行うのは元気がある証拠」などと政治家が公言する「問題発言」は後をたたない。そうしたなかで、法改正を実現することは、決して容易ではない。

ı

3. 性暴力問題の深層

この問題をジェンダーの視点からさらにラディカルに考究するならば、拙論(牟田2010)で詳述したことだが、「通常の性行為」と性暴力の区別さえ、あいまいであることが見えてくる。

田村公江は、自らがセクシュアル・ハラス メントに遭って沈黙せざるを得なかった経験 を踏まえ、「性的行為を共にする場面において、 女性と男性は対等なのか?」と問い、次のよう に言う。「女性は、意に反してペニスを挿入さ れることがありうる(強姦されうる)点におい て、男性よりも圧倒的に不利である。たとえ合 意の上の性行為でも、性的に高まっていない状 態でペニスを挿入されると、女性の膣粘膜は傷 つき、激しい痛みが発生する。一方、男性の方 は、女性が痛がるような挿入であっても、ペニ スの粘膜に痛みを感じない。また、妊娠は女性 身体にしか起こらない点においても、女性は不 利である…解剖学的不均衡と経済的不均衡が ある現実の中では、女性側の不利を埋め合わせ ることなくして、真の対等性は実現しない」(田 村2009:180-181)。

男性との性器挿入を伴う性行為を経験したことのある女性ならおそらく誰にとっても、田村の述べていることは耳新しいことでもなんでもないだろう。快感をまったく感じないセックス、それどころか痛みを伴うセックスを経験したことのない女性はどれほどいるだろうか?そして、相手の女性の快・不快や苦痛とは基本的に無関係に、射精によって性的快感を得られる男性は、どれほどの現実感をもってそのことを知っているだろうか。

ところが女性は、そのことを必ずしも面と向かって相手の男性に伝えてこなかった――否、多くの場合沈黙してきた。「男のメンツ」を傷つけて報復を受けることのおそれ――機嫌を損ねて二人の関係にひびが入るかもしれないし、

学術の動向 2010.9 39

プレゼントや食事のご馳走といった報酬が減らされるかもしれない。女性が「不感症」であると逆に非難されるかもしれない――や、セックスなんてそんなもの、「言ってもしょうがない」というあきらめ、さらには、性的経験が豊富な「ふしだら」な女とみられることへの懸念など、理由はさまざまあるだろう。合意の上、愛情に基づいたセックスであっても、それは自分の望んでいたものではなかった、自分にとってはしないほうがましだった、という言葉を喉の奥にとどめた、あるいは自分でも意識することのない胸の奥深くにしまった経験のある女性は、どれほど多くいることだろう。

男女が平等で、女性も性における自己決定権 を有しているはずの現代にあって、なぜそうし た事態が続くのか、いっけん不思議なことのよ うにも思えるが、田村はさらに、性的自己決定 権の考え方が、女性と男性が均等な力を持つ個 人であることを前提としているために、女性は その性行為に同意したのだ、ということが担保 されて、女性がかえって不利な状況に追い込ま れ、「女性の性的自己決定権は、どこかで男性 に都合のよい、自己決定権の明け渡しへと変換 されてしまう」(前掲:188)と述べる。そして こうした性行為における「不平等」を解消する ためには、「性行為の最終決定権は女性に」「性 的行為をする女性の自己決定は途中で破棄で きる」「女性の妊娠・性的感染症についての男 性の配慮義務 | 「女性の性的快感獲得が優先さ れるべき | 等の条件が満たされることが必要だ とする(前掲:189)。

こんな「条件」は、とても非現実的に聞こえるだろう。仮に、こんな条件を課すことができたところで、通例、密室で、当事者二人だけしかいない状況下で行う性行為において、それが守られる保証がどこにあるだろうか?女性が「条件違反」を言い立てたところで、有形無形の力の差があれば、「違反」したとしても何のとがめも、違反の結果を修復するための救済もできるわけがない。だから、田村の言う、「性行為における真の男女平等」は、理念的にも実際的にも実現ははなはだ困難だろう。

しかし、問題は、条件遵守の実現可能性よりもさらに深いところにあるのではないか。すなわち、「これらの条件は、これまで満たされないことがあまりに普通だったため、あからさまな強制や暴力がない限り、うやむやにされても女性側はその不平等性に気付かなかった」(前掲:191)という点こそ、現代の私たちが「男女平等」のもとに、ジェンダー化された性的欲望の幻影の中に、見逃してきたことなのではないだろうか。

言うまでもなかろうが、こうした問題提起は、 政府に、CEDAWの勧告に対応させるために 何が必要かということを大幅に超える。しかし、 性暴力に関しては、とりわけ、このようなラディ カルな視点を一方にもっていなければ、保守的 道徳に足を取られてしまい、法規制が進んだよ うで実はジェンダー平等とは逆方向に行って しまう可能性がある。私たちは、CEDAW勧

40 学術の動向 2010.9

告を生かしつつ、それをしっかりと見据えて、 性暴力の撤廃に向けて取り組んでいかねばな らない。

注

- 1 角田由紀子『性の法律学』有斐閣、1991年他。
- 2 そもそも「ポルノ」には、「暴力的性表現」という定義もあるので、「暴力ポルノ」とは必ずしも適当なタームではないかもしれない。

参考文献

牟田和恵「ジェンダー家族と生・性・生殖の自由」岡野八代編 『家族―新しい親密圏を求めて(自由への問い 第7巻)』岩 波書店、2010:191-222

中里見博『ポルノグラフィと性暴力』明石書店、2007 田村公江「性の商品化―性の自己決定とは」『性/愛の哲学』 岩波書店、2009

学術の動向 2010.9 41